

## 小項目 No. 18 随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の効率化

|      |   |
|------|---|
| 大項目  | Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置  |
| 中項目  | 4. 契約の適正化の推進  |
| 小項目  | No. 18 随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の効率化   |
| 中期計画 | 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。   |
| 年度計画 | 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。<br>平成25年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定するとともに、今以上に明確に区分する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。 |

### 【業務実績】

## 指標1: 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づ

### く随意契約の見直し

#### 1. 「随意契約等見直し計画」の進捗

(1) 平成25年度の契約実績及び「見直し計画」との対比

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)において「着実に実施する」ととされている「随意契約等見直し計画」では、随意契約については「真にやむを得ないもの」のみに限り、それ以外については一般競争入札等へ移行することで、全契約件数に占める競争入札等による契約件数の比率を77.9%に引き上げることとしている。

平成25年度における契約実績は、343件、3,716,034千円であった。このうち、競争性のある契約は198件、2,171,662千円で、それぞれ全体に占める比率は、57.7%(件数)、58.4%(金額)であった(すなわち、競争性のない随意契約の比率は、件数で42.3%、金額で41.6%)。

「随意契約等見直し計画」における「競争性のある契約」件数比率の目標値77.9%と比較すると、平成25年度の同比率は57.7%と依然として改善の余地が存在するものの、契約監視委員会による点検を受けつつ、契約の適正性確保を進めた結果、随意契約は、放映権や公演等の知的所有権に係るもの、共催契約によるもの等、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(2009年12月25日閣議決定)の指摘に基づく、基金事業の実施に不可欠な「真に合理的な理由がある」随意契約によるものが主であった。

(平成25年度実績と見直し計画との対比表)

|                              | 平成 25 年度実績      |                       | 見直し計画           |                       |
|------------------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
|                              | 件数              | 金額<br>(千円)            | 件数              | 金額<br>(千円)            |
| 競争性のある契約                     | (57.7%)<br>198  | (58.4%)<br>2,171,662  | (77.9%)<br>247  | (68.1%)<br>2,075,200  |
| 競争入札                         | (48.1%)<br>165  | (48.3%)<br>1,794,914  | (65.6%)<br>208  | (57.2%)<br>1,745,008  |
| 企画競争、公募等                     | (9.6%)<br>33    | (10.1%)<br>376,748    | (12.3%)<br>39   | (10.8%)<br>330,191    |
| 競争性のない随意契約                   | (42.3%)<br>145  | (41.6%)<br>1,544,372  | (22.1%)<br>70   | (31.9%)<br>973,344    |
| 26年度以降に競争性のある契約に移行           | (1.5%)<br>5     | (3.8%)<br>141,677     | —<br>—          | —<br>—                |
| 基金の事業の特性から、真に随意契約によらざるを得ないもの | (25.9%)<br>89   | (15.1%)<br>562,379    | —<br>—          | —<br>—                |
| その他、真に随意契約によらざるを得ないもの        | (14.9%)<br>51   | (22.6%)<br>840,316    | —<br>—          | —<br>—                |
| 合 計                          | (100.0%)<br>343 | (100.0%)<br>3,716,034 | (100.0%)<br>317 | (100.0%)<br>3,048,544 |

(注 1) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

(注 2) 「平成 25 年度実績」においては、「見直し計画」策定基準と同様に、「入札不調」による随意契約 8 件 (131,519 千円) について、便宜的に「企画競争、公募等」として計上することで、比較を行っている。

## (2) 真に随意契約によらざるを得ない契約の状況

平成23年度業績評価において外務省評価委員会から、「随意契約等見直し計画」に掲げられている目標に達していない状況にあるため、随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で、映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」と指摘を受けたことを踏まえ、平成24年度に続き平成25年度についても、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分して整理を行うこととした(当該分類は平成24年度に契約監視委員会の了承を得たもの)。

上記に基づき、平成25年度に締結した競争性のない随意契約145件から平成26年度以降に競争性のある契約に移行するとして5件を除く140件(契約監視委員会の点検を経て「真に随意契約によらざるを得ない」とされた案件)について具体的に分類した結果は、以下の通りであった。

基金の事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型

|                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| ア. 著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入 | ： 11 件 (3.2%)  |
| イ. 展示事業企画制作・美術品の購入                 | ： 2 件 (0.6%)   |
| ウ. 海外に派遣する公演団との派遣契約                | ： 18 件 (5.2%)  |
| エ. 共同で事業を実施する共催契約                  | ： 35 件 (10.2%) |
| オ. 基金拠点がない海外での契約                   | ： 23 件 (6.7%)  |
| 小計 1                               | 89 件 (25.9%)   |

それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の種類

|                  |               |
|------------------|---------------|
| カ. 不動産関係賃貸契約     | ： 9 件 (2.6%)  |
| キ. 公共料金          | ： 12 件 (3.5%) |
| ク. その他 (IT関連契約等) | ： 30 件 (8.7%) |
| 小計 2             | 51 件 (14.9%)  |

平成 25 年度実績値において、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の種類 (上記小計 1 の 89 件) を集計から除いた場合の数値は、以下の通りとなり、見直し計画の目標値を上回る。

(基金の特性による随意契約を除外した対比表)

|                       | 平成 25 年度実績      |                       | 見直し計画           |                       |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
|                       | 件数              | 金額<br>(千円)            | 件数              | 金額<br>(千円)            |
| 競争性のある契約              | (78.0%)<br>198  | (68.9%)<br>2,171,662  | (77.9%)<br>247  | (68.1%)<br>2,075,200  |
| 競争性のない随意契約            | (22.0%)<br>56   | (31.2%)<br>983,893    | (22.1%)<br>70   | (31.9%)<br>973,344    |
| 26 年度以降に競争性のある契約に移行   | (2.0%)<br>5     | (4.5%)<br>141,677     | —               | —                     |
| その他、真に随意契約によらざるを得ないもの | (20.1%)<br>51   | (26.6%)<br>840,316    | —               | —                     |
| 合 計                   | (100.0%)<br>254 | (100.0%)<br>3,153,655 | (100.0%)<br>317 | (100.0%)<br>3,048,544 |

また、基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約類型における適正な対価での契約の取組みについて、著作権保持者からの映画・テレビ番組の素材、上映権・放映権の購入 (上記ア.) の類型に関しては、TV ドラマの海外版を作成・提供する契約において平成 24 年度から導入した、制作費を基金が負担する代わりに、海外放映に際して基金が著作権保持者に支払う放映権料を割引くことで基金が投資した制作費を回収できる方式を平成 25 年度も継続して経費の節減につなげるとともに、共同で事業を実施する共催契約 (上記エ.) のうち、共催相手方が基金負担の共催分担金を充当して第三者と一定金額以上の契約を締結する場合には双方で協議する取組みを平成 24 年度より行

い、共催分担金への適正な統制を図っている。

平成 26 年度以降も、引き続き、予定価格の作成にあたり、市場価格や過去の類似契約を参考に適正な価格を保証すべく心がけるとともに、さらに随意契約の上記類型毎に、適正な対価での契約がより良く保証される方法について分析・検討を継続する。

随意契約の見直しは基金にとって最重要課題の一つであると認識しており、このような改善を図りつつ、今後も、随意契約の締結は、基金事業の特性を考慮した上で、「真に随意契約によらざるを得ないもの」に限るよう、契約監視委員会による点検を受けつつ、引き続き努力を継続していく。

## 2. 契約実績の経年推移

平成 25 年度における全契約件数に占める競争入札等による契約件数の比率は、対平成 24 年度比で、3.6%低下し（同随意契約件数比率は、対 24 年度で 3.6%増）、件数自体は 17 件減少している（対 24 年度 7.9%減）。

[競争入札等による契約件数比率：61.3% → 57.7%に低下

随意契約件数比率：38.7% → 42.3%に拡大]

また、金額ベースにおいては、平成 25 年度における全契約金額に占める競争入札等による契約金額の比率は、対 24 年度比で 0.2%拡大し、金額自体は 296 百万円減少している（対 24 年度 12.0%減）。

[競争入札等による契約金額比率：58.2% → 58.4%に拡大

随意契約金額比率：41.8% → 41.6%に低下]

近年の経年推移は以下の表の通りである。

(件数ベース)

| 契約形態等     |      | 25年度 |        | 24年度 |        | 23年度 |        |
|-----------|------|------|--------|------|--------|------|--------|
|           |      | 件数   | 割合     | 件数   | 割合     | 件数   | 割合     |
| 競争<br>入札等 |      | 198  | 57.7%  | 215  | 61.3%  | 244  | 60.4%  |
|           | 競争入札 | 165  | 48.1%  | 180  | 51.3%  | 193  | 47.8%  |
|           | 企画競争 | 25   | 7.3%   | 31   | 8.8%   | 41   | 10.1%  |
|           | 入札不調 | 8    | 2.3%   | 4    | 1.1%   | 10   | 2.5%   |
| 随意契約      |      | 145  | 42.3%  | 136  | 38.7%  | 160  | 39.6%  |
| 合計        |      | 343  | 100.0% | 351  | 100.0% | 404  | 100.0% |

(注1) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

(金額ベース)

(百万円)

| 契約形態等 |      | 25年度  |       | 24年度  |       | 23年度  |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |      | 金額    | 割合    | 金額    | 割合    | 金額    | 割合    |
| 競争    |      | 2,172 | 58.4% | 2,468 | 58.2% | 2,111 | 55.8% |
| 入札等   | 競争入札 | 1,795 | 48.3% | 2,133 | 50.3% | 1,621 | 42.9% |

|  |      |       |        |       |        |       |        |
|--|------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|  | 企画競争 | 245   | 6.6%   | 309   | 7.3%   | 427   | 11.3%  |
|  | 入札不調 | 132   | 3.5%   | 26    | 0.6%   | 62    | 1.7%   |
|  | 随意契約 | 1,544 | 41.6%  | 1,771 | 41.8%  | 1,671 | 44.2%  |
|  | 合計   | 3,716 | 100.0% | 4,239 | 100.0% | 3,782 | 100.0% |

(注1) 計数は、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

## 指標 2 : 契約監視委員会の活動状況と点検の結果

### 1. 平成 25 年度契約監視委員会の活動状況

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（2009 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき平成 21 年度に設置した「契約監視委員会」による点検を平成 25 年度においても実施し、委員会を 3 回開催した。委員会による審議結果は、委員長より理事長に報告され、理事長がこれを主務大臣に報告・外部公表することを規定しており、平成 25 年度の 3 回の委員会議事概要についても主務省における確認を経てホームページ上で公開した。委員会における主な点検内容は以下の通り。

#### (1) 契約内容の個別点検

少額随意契約を除く全ての契約を点検対象として、類型ごとに、委員会が抽出した契約 16 件及び基金が点検を依頼した契約 4 件の計 20 件を抽出し、一般競争・指名競争入札については参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯等について、また随意契約については随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等について、個別審議を行った。

具体的な類型は、点検の観点を明確にして改善措置を同種契約にも反映しやすくするため、従来同様、全契約を 5 つの類型（ア. 前回競争性のない随意契約であった契約、イ. 前回一者応札・応募であった契約、ウ. 随意契約、エ. 一般競争・指名競争入札、オ. 企画競争・公募）に分類するものとした。

更にその上で、随意契約については、平成 23 年度業績評価に関する外務省評価委員会からの指摘事項に「随意契約等見直し計画」に掲げられている目標に達していない状況にあるため、随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で、映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との見解が示されたことを踏まえ、平成 24 年度に続き平成 25 年度についても、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分し以下のとおり分類した（当該分類は平成 24 年度に契約監視委員会の了承を得たもの）。

また、基金の事業特性による随意契約の個別審議にあたっては、作品の選定や事業の選考プロセスでどのような競争性が働いているかについての説明を新たに加え、契約の適正性についてより一層の可視化を図ることとした。

### 随意契約（上記ウ.）の小分類

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 基金の事業特性による<br>随意契約 | ア. 著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入 |
|                    | イ. 展示事業企画制作・美術品の購入               |
|                    | ウ. 海外に派遣する公演団との派遣契約              |
|                    | エ. 共同で事業を実施する共催契約                |
|                    | オ. 基金拠点がない海外での契約                 |
| それ以外の随意契約          | カ. その他（事務所の賃貸借契約関連等）             |

### （2）一者応札・応募案件の点検

平成 25 年度に新たに発生した一者応札・応募案件 13 件について点検を行った。

特に、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（2012 年 9 月 7 日付総務省行政管理局長発事務連絡）に基づき、13 件の中で、前回入札から連続して一者応札・応募となった 1 件については重点的に点検することとし、前述事務連絡において指示のあった「一者応札・応募事案フォローアップ票」を作成、前回一者応札・応募となった結果講ずることとした改善取組内容と再度一者応札・応募となった結果を踏まえての基金としての事後点検内容について契約監視委員会に報告した。これに対する契約監視委員会からのコメントを踏まえて下記 2.（2）の措置を取ることとし、当該フォローアップ票 1 件分についてホームページ上で公開した。

### （3）再委託案件の点検

11 件の再委託案件について点検を行った。

当該 11 件のうち、再委託率が 50%以上の高率となっている 2 件については特に再委託を行う業務範囲と必要性について点検を行った結果、いずれも業務上の必要性が認められた。

再委託案件 11 件に公益法人との契約はなく、基金と契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係は存在せず、再委託の承認手続き等、契約事務の執行手続きも遵守された旨契約監視委員会に報告した。

## 2. 平成25年度に締結した契約の点検結果

平成25年度に締結した契約343件（内訳は指標 1「1.（1）」の通り）については、契約監視委員会による点検を受けるとともに、個別に自主点検を行い、26年度以降に必要な改善を実施することとした。

（1）343件中「ア. 前回競争性のない随意契約であった契約」は70件で、うち25年度に「競争性のある契約」に移行したものは4件である。点検の結果、26年度以降に「競争性のある契約」に移行することとしたものが5件、事務所賃借や共催に係る契約等「引き続き随意契約によらざるを得ないもの」が61件であり、後者の場合にも、価格について不断の見直しを行うこととした。

（2）343件中「イ. 前回一者応札・応募であった契約」は16件である。これらのうち平成25年度中に応札者・応募者数が改善された契約は7件であり、25年度も一者応札・応募となった契約は1件であった。後者に関する見直し策として、公告期間の見直しと入札関連書類に委託業務の内容をわかりや

すく説明することとした（一者応札・応募の改善に向けた全般的な取組みについては下記指標3の「2.」に記載）。そのほか、契約期間が複数年にわたる等の理由で25年度の入札実施は無かった契約は8件であった。

- (3) 343件中、上記(1)及び(2)以外の257件のうち、「ウ. 随意契約」は86件であり、これらは上記1(1)に記載の分類を行うとともに「真に随意契約によらざるを得ないもの」として価格の不断の見直しを行うこととした。また、「エ. 一般競争・指名競争入札」による契約は152件、「オ. 企画競争・公募」による契約は19件であり、これらは一層の競争性の確保を図るべく、競争参加者の拡大等に引き続き努めていくこととした。また、「ウ. 随意契約」によって契約したもののうち3件については26年度以降に競争性のある契約に移行することとした。

### 3. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

契約監視委員会の意見を踏まえ、競争入札等における更なる競争性を高めるため、従来から実施している「適正な公告期間の確保」、「仕様の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成」等の措置の一層、着実な実施に加え、以下の改善措置を実施した。

#### (1) 業種別の年間契約状況把握

平成25年度第2回契約監視委員会において「個別案件の手続きの適正さを確認することも重要であるが、全体としての結果においてバランスが取れ適正な競争原理が働いているかがわかることも重要である」とのコメントが委員からあったことを踏まえ、年間の契約件数が比較的多い接遇業務と国際輸送業務について年間の契約状況をまとめた一覧を作成し、第3回委員会の審議参考資料とし、委員会の点検を受けた。

#### (2) 基金の事業特性による随意契約における作品や事業等の選考プロセスの明確化

平成25年度第2回契約監視委員会において、著作権保持者からの映画上映権購入契約に関する審議に際し「作品選定のプロセスやニーズ調査の形で受け取る現地側の判断において競争性が働いている、といった説明があるとわかりやすい」とのコメントが委員会からあったことを踏まえ、第3回委員会から、基金の事業特性による随意契約類型に関しては、作品の選定や事業の選考プロセスについても委員会審議資料に記載し、契約の適正性についてより一層の可視化を図ることとした。

なお、契約監視委員会の点検結果を実際の契約実務の執行に反映し、より適正な調達・契約手続きを遂行する方策として、平成25年度においても職員向けの「会計実務マニュアル」の年次改訂及び実務年数の少ない職員を主な対象とした会計実務研修プログラムの充実に取り組んだ。

### 4. 連続一者応札・応募案件の改善状況

連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を受けることとしているが、委員会のコメントを踏まえた改善取組を着実に実行した結果、平成24年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度には1件に縮減された。

なお、当該の1件は、現契約を最長で平成27年度まで更新する可能性があり、次回の平成28年度の契約を平成27年度内に入札する予定である。前述総務省行政管理局長発事務連絡において「翌年度に競争入札等を行う場合には、法人による改善策が講じられたかどうか、原則として事前に契

約監視委員会の点検を受けること」とされていることを踏まえ、しかるべき時期に再度点検を受け改善に取り組むこととする。

平成 26 年度以降も、特に連続一者応札・応募となった案件について契約監視委員会による点検を経て改善を図るとともに、競争入札全般等全般に関し、複数入札参加者を確保し、競争性をより高めるための努力を継続する。

### **指標 3 : 一者応札・応募の状況と改善の取組み**

#### **1. 一者応札・応募の状況**

##### (1) 平成 25 年度発生件数

平成 25 年度の競争入札等 198 件のうち一者応札・応募となった案件は 21 件であった。このうち、当年度に新規に発生したものが 13 件（うち当年度の契約で初めて一者応札・応募となったのは 12 件、前回契約においても一者応札・応募であったのは 1 件）、複数年契約等により前年度から継続しているものが 8 件であった。

対 24 年度との件数比率では、24 年度は一者応札・応募案件 29 件（うち新規発生 19 件（うち初 13 件、前回 6 件）、前年度からの継続 10 件）であったところ、25 年度の全一者応札・応募案件数に占める新規発生案件の件数比率は対 24 年度で、3.6%減であった。

[全発生件数に占める新規に発生した件数 : 19 件 → 13 件

新規に発生した件数比率 : 65.5% → 61.9%]

##### (2) 一者応札・応募の要因

当該 21 件について、その要因を概略区分すると、①業務の特殊性から市場規模が小さく履行可能な者が限られたと考えられるもの（5 件、うち 25 年度新規発生 1 件）、②限られた期間の中で業務を行うための人員などの確保が困難であったため履行可能な者が限られたと考えられるもの（7 件、うち 25 年度新規発生 6 件）、③性質の異なる業務が一体として行われることにより成果が得られる業務であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（1 件、うち 25 年度新規発生 1 件）、④要求された仕様が高度であるため履行可能な者が限られたと考えられるもの（6 件、うち 25 年度新規発生 3 件）、⑤その他の理由によるもの（2 件、うち 25 年度新規発生 2 件）であった。

#### **2. 一者応札・応募案件の改善に向けた取組み**

上記指標 2 の 2. (2) 及び 4. に記載のとおり、連続一者応札・応募案件を中心として一者応札・応募案件全体について、契約監視委員会の点検結果を踏まえ、改善に向けた取組を着実に実行することとした。主な取組内容は以下のとおり。

##### (1) 調達予定案件概要の前広な周知

調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であつ

た案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、事業者間の公平性について十分配慮した上で、参加の見込みのある事業者にメール等で案件の広報を行うことをより一層推進した。

(2) 入札参加者向け「入札事前チェックリスト」の提供

入札参加者が入札前に必要書類について自己点検できるようにすることを目的に平成 24 年度に導入した「入札事前チェックリスト」を入札説明書の添付書類として参加者に配布することを徹底し、書類不備等による失格を防止した。

**3. 連続一者応札・応募案件の改善状況**

上記指標 2 の 4. 参照。